令和6年

上尾市教育委員会3月定例会 議案

議 案 名

議案第1	3 号	上尾市民体育館管理規則及び上尾市平塚サッカー場管	
		理規則の一部を改正する規則の制定について	1
議案第1	4号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の	
		公務災害補償に関する条例施行規則の制定について	6
議案第1	5 号	上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則の制定	
		について5	5
議案第1	6 号	上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規	
		則の制定について5	8
議案第1	7号	上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する	
		規程の一部を改正する訓令の制定について6	1
議案第1	8 号	上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について6	3
議案第1	9 号	上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命	
		について6	4
議案第2	0 号	上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について6	6
議案第2	1号	上尾市学校運営協議会委員の任命について6	7
議案第2	2 号	令和6年度上尾市教育行政重点施策の策定について7	9
議案第2	3 号	上尾市学校施設更新計画実施計画の策定について8	О
議案第2	4 号	上尾市人権教育推進プラン基本計画の改定について 8	1
議案第2	5 号	教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和	
		6年度当初人事異動について8	2

議案第13号

上尾市民体育館管理規則及び上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を 改正する規則の制定について

上尾市民体育館管理規則及び上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正 する規則を次のように定める。

令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市民体育館管理規則及び上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を 改正する規則

(上尾市民体育館管理規則の一部改正)

第1条 上尾市民体育館管理規則 (昭和55年上尾市教育委員会規則第2号) の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

夜間照明設備	1式	1時間につき	200円
--------	----	--------	------

(上尾市平塚サッカー場管理規則の一部改正)

第2条 上尾市平塚サッカー場管理規則(平成18年上尾市教育委員会規則 第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

(条例第3条の教育委員会規則で定める期間)

第1条の2 条例第3条の教育委員会規則で定める期間は、10月1日から翌年の4月30日までとする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

上尾市	万平塚サッカー場利	用許	可申請書		許可第	———— 号		
(宛先) 指泵	它管理者				年 月	日		
				団 登 庄 氏	りがな 体名 録番号 所 名 E L() —	 		
次のとおり利	刊用したいので申請	しま	す。					
利用日時	早 朝 午前1 午前2 年 月 日 (曜)午 後 夜間1 夜間2							
会場責任者	住 所		氏 名		TEL() —	_		
利用施設	サッカー場 (全直	面 •	半面)					
利用区分	一般・学生			児童・生	徒			
増利用料金 該当の区分 夜間照明設備 の利用	市内利用、市外 利用の区分 市内利用・市外 利用 時間(全)	<i>の7</i>	場料金	有(無及び徴収する場合の円)・無	の最高		
備考								

基本利用料金		増利用料金			合計利用料金	
	円			円		円
減免(有・無)			納	付額		
		円				円
					処 理 欄	

第6号様式を次のように改める。

第6号様式(第8条関係)

上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除申請書

(宛先)	l≤ ,					年	月	日
1	旨定管理者							
					がな			
					体名 ==			
					<u>所</u> 名			
					E L()	_	
 次のとおり和	利用料金の減	額・免除を	と受けたいの	つで申請し	ます。			
			早朝					
			午前1					
	-		午前2					
利用日時	年 (午後		時から	, F	侍まで	
	,		夜間1					
			夜間2					
A 11 = K +	A			T 4		TE	EL	
会場責任者	任所			氏名		()	_
利 用 目 的							定人員	
							人)	
利用施設	サッカー坦	(全面, 坐	岳)					
71 /11 //6	7 7 74 300	(王岡	ш,					
減額・免除の理	里由							
減額・免除の別	別及び金額			減額(円)・	免除	
							処理相	剿
備考								

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の上尾市民体育館管理規則別表第2の規定は、 令和6年4月1日以後の上尾市民体育館の附属設備の利用に係る利用料金 の額について適用し、同日前の上尾市民体育館の附属設備の利用に係る利 用料金の額については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の上尾市平塚サッカー場管理規則の規定は、 令和6年4月1日以後の上尾市平塚サッカー場の利用について適用し、同 日前の上尾市平塚サッカー場の利用については、なお従前の例による。

提案理由

上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部改正に伴い、 所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第14号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例施行規則の制定について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則を次のように定める。

令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例施行規則

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(平成19年上尾市教育委員会規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例(令和6年上尾市条例第 号。以下「条例」 という。)第5条の規定に基づき、市立学校(市立の小学校及び中学校を いう。以下同じ。)の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医 等」という。)の公務災害補償の実施に関し、必要な事項を定めるものと する。

(定義)

- 第2条 この規則において「災害」とは、条例第2条に規定する災害をい う。
- 2 この規則において「補償」とは、条例第1条に規定する補償をいう。
- 3 この規則において「補償基礎額」とは、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令283号。以下「政令」という。)第1条に規定する補償基礎額をいう。

(災害の報告)

第3条 市立学校の校長は、学校医等について公務により生じたと認められる災害が発生したときには、速やかに公務災害発生報告書(第1号様式)により、上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告しなければならない。

(公務災害の認定及び通知)

第4条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合には、その災害が公務により生じたものであるかどうかを認定し、公務により生じたものであると認定したときは、速やかに公務災害認定通知書(第2号様式)により、補償を受けるべき者に通知するものとする。

(補償の請求)

- 第5条 前条の規定による通知を受けた者は、補償(現に受けている補償の内容の変更を含む。以下この条及び第7条において同じ。)を受けようとするときは、受けようとする補償の種類に応じ、次に掲げる請求書を学校医等の所属学校(学校医等が死亡し、又は離職した場合にあっては、その死亡又は離職の直前における学校医等の所属学校。第16条において同じ。)の校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。
 - (1) 療養補償請求書(第3号様式)
 - (2) 休業補償請求書 (第4号様式)
 - (3) 傷病補償年金請求書(第5号様式)
 - (4) 傷病補償年金変更請求書(第6号様式)
 - (5) 障害補償年金·一時金請求書(第7号様式)
 - (6) 障害補償変更請求書(第8号様式)
 - (7) 介護補償請求書(第9号様式)
 - (8) 遺族補償年金請求書(第10号様式)
 - (9) 遺族補償年金前払一時金請求書(第11号様式)
 - (10) 遺族補償一時金請求書(第12号様式)
 - (11) 葬祭補償請求書(第13号様式)
 - (12) 未支給の補償請求書(第14号様式)

(遺族補償年金の請求の代表者)

- 第6条 遺族補償年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族補償年金の請求及び受領についての代表者に選任することができる。
- 2 遺族補償年金を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、代表者を選任し、又は解任したことを証明することができる書類を添えて、速やかに書面でその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(補償の決定及び通知)

- 第7条 教育委員会は、第5条各号の請求書を受理したときは、これを審査 し、補償に関する決定を行い、補償の種類に応じ、次に掲げる通知書によ り、速やかに当該請求書を提出した者に通知するものとする。
 - (1) 療養補償決定通知書(第15号様式)
 - (2) 休業補償決定通知書(第16号様式)
 - (3) 介護補償決定通知書(第17号様式)
 - (4) 傷病補償決定通知書(第18号様式)
 - (5) 障害補償決定通知書(第19号様式)
 - (6) 遺族補償決定通知書(第20号様式)
 - (7) 葬祭補償決定通知書(第21号様式)

(支給方法)

第8条 教育委員会は、療養補償及び休業補償については、毎月1回以上支給するようにしなければならない。

(所在不明による支給停止)

- 第9条 政令第11条の規定により遺族補償年金の支給の停止又は支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止申請書(第22号様式) 又は遺族補償年金支給停止解除申請書(第23号様式)を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定による申請に基づき遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止の解除をしたときは、当該申請をした者に速やかに 書面でその旨を通知しなければならない。

(年金証書の交付等)

- 第10条 教育委員会は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金 (以下「年金たる補償」という。)の支給に関する通知をするときは、当 該補償を受けるべき者に対し、併せて年金証書(第24号様式)を交付し なければならない。
- 2 教育委員会は、既に交付した年金証書の記載事項を変更する必要が生じたときは、当該年金証書と引換えに新たな年金証書を交付しなければならない。
- 3 教育委員会は、必要があるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。

(年金証書の再交付)

- 第11条 年金証書の交付を受けた者が、年金証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、再交付の請求書に当該年金証書の亡失の事実を明らかにすることができる書類又はその損傷した年金証書を添えて、年金証書の再交付を教育委員会に請求することができる。
- 2 年金証書の再交付を受けた者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、速やかにこれを教育委員会に返納しなければならない。

(年金証書の返納)

第12条 年金証書の交付を受けた者又はその遺族は、当該年金証書に係る 年金たる補償を受ける権利が消滅した場合は、遅滞なく当該年金証書を教 育委員会に返納しなければならない。

(定期報告)

第13条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回、2月1日から同月末日までの間に、その傷病若しくは障害の現状又は遺族補償年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に関し、傷病の現状報告書(第25号様式)、障害の現状報告書(第26号様式)又は遺族の現状報告書(第27号様式)により、教育委員会に報告しなければならない。ただし、教育委員会があらかじめ必要がない旨を通知した場合は、この限りでない。

(届出)

- 第14条 年金たる補償を受ける者は、次に掲げる場合には、遅滞なくその 旨を教育委員会に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) 傷病補償年金を受ける者にあっては、次に掲げる場合 ア その負傷又は疾病が治った場合 イ その障害の程度に変更があった場合
 - (3) 障害補償年金を受ける者にあっては、その障害の程度に変更があった場合
 - (4) 遺族補償年金を受ける者にあっては、次に掲げる場合
 - ア 政令第10条第1項(第1号を除く。)の規定により、その者の遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合
 - イ その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる 遺族の数に増減を生じた場合

- ウ 遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合において、その妻が55歳に達したとき(政令第8条第1項第4号に規定する障害の状態にあるときを除く。)、又は政令第8条第1項第4号に規定する障害の状態になり、若しくはその事情がなくなったとき(55歳以上であるときを除く。)。
- 2 補償を受ける権利を有する者が死亡した場合は、その者の遺族は、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 3 介護補償を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなった場合には、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。
- 4 前3項の届出をする場合には、その事実を証明することができる書類そ の他の資料を教育委員会に提出しなければならない。

(第三者の行為による災害の届出)

第15条 補償の原因である災害が第三者の行為によって生じたときは、補償を受けるべき者は、その事実、第三者の氏名及び住所(第三者の氏名及び住所がわからないときは、その旨)並びに被害の状況を、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

(校長の助力等)

- 第16条 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合は、学校医等の所属学校の校長は、その手続を行うことができるように助力しなければならない。
- 2 学校医等の所属学校の校長は、補償を受けるべき者から補償を受けるために必要な証明書等を求められたときは、速やかに当該証明書等を発行しなければならない。

(記録簿)

- 第17条 教育委員会は、次に掲げる記録簿を備え、当該記録簿に必要な事項を記入しておかなければならない。
 - (1) 災害補償記録簿
 - (2) 傷病補償年金記録簿
 - (3) 障害補償年金記録簿
 - (4) 遺族補償年金記録簿

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、市立学校の学校医等の公務災害補 償の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

公務災害発生報告書

				第 年	月	号日
	(宛先) 上尾市教育委員会		学校長			
	下記のとおり公務により生	じたと認められる災害	ぎが発生したの	つで報告しま	ミす。	
		記				
1	所属学校					
2	被災者の職名、氏名 及び住所	職名 氏	名			
		住所				
3	災害発生の日時	年 月	月	時	分頃	
4	災害発生の場所					
5	傷 病 名					
6	傷病の部位及びその程度					
7	災害発生の状況等					
8	公務により生じた災害と 認める理由					

公務災害認定通知書

	第	号
	年	月 日
様		
	上尾市教育	委員会 印
下記の傷病については、公務により生じた災害と認定さの学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に限定により通知します。		
記		
1 氏 名		
2 傷 病 名		
3 災害発生年月日 年	月日	
4 認 定 番 号		

補 償 の 内 容

- 1 あなたが被災学校医等である場合
 - (1) 療養補償

公務上の負傷又は疾病については、次の範囲で療養上相当と認められるものを療養補償として受けることができます。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 力 移送
- (2) 休業補償

公務上の負傷又は疾病の療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合で、給与その他の業務上の収入を得ることができないときは、その期間、補

償基礎額の $\frac{60}{100}$ に相当する金額の休業補償を受けることができます。

(3) 傷病補償年金

公務上の負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6月を経過した日以後において、政 令に定められている程度の障害の状態が継続しているときは、その期間、その程度 に応じて傷病補償年金を受けることができます。

なお、傷病補償年金を受ける場合には、休業補償を受けることができません。

(4) 障害補償

公務上の負傷又は疾病が治ったとき、政令に定められている程度の身体障害が 残ったときは、その程度に応じて年金又は一時金の障害補償を受けることができま す。

(5) 障害補償年金前払一時金

年金の障害補償を受けることができる場合は、申出により、障害の程度に応じた 額の範囲で選択した障害補償年金前払一時金を受けることができます。

なお、障害補償年金前払一時金を受ける場合には、年金の支給は、一定期間停止 されることになります。

(6) 介護補償

傷病補償又は障害補償を受けることができる場合で、政令で定める障害により常 時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、実際に介護を受けているときは、その 期間(病院等に入院している期間を除く。)、介護補償を受けることができます。

- 2 あなたが被災学校医等以外の者である場合
 - (1) 遺族補償

あなたが公務上死亡した学校医等の遺族であって、学校医等の死亡の当時、その 収入によって生計を維持しており、次の①から⑦までに該当する場合は年金の、そ の他の場合は一時金の遺族補償を受けることができます。

- ① 妻及び60歳以上の夫
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- ③ 60歳以上の父母
- ④ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- ⑤ 60歳以上の祖父母

- ⑥ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか、又は60歳以上の兄弟 姉妹
- ⑦ 55歳以上60歳未満の夫、父母、祖父母、兄弟姉妹

ただし、学校医等の死亡の当時、政令で定める障害の状態にある夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、年齢に関係なく年金を受けることができます。 遺族補償年金を受ける順位は、上記①から⑦までの番号のとおりであり、⑦に掲 げる者にあっては、夫、父母、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。遺族補償年金 は、上記の順序による最先順位者(遺族補償年金を受ける権利を有する者)に対して 支給されます。ただし、⑦に掲げる者は、60歳に達するまでの間は、遺族補償年金 の支給が停止されます。

(2) 遺族補償年金前払一時金

あなたが、(1)により遺族補償年金を受ける権利を有する場合には、申出により、 一定の額の範囲で選択した遺族補償年金前払一時金を受けることができます。 なお、遺族補償年金前払一時金を受ける場合には、遺族補償年金の支給は、一定

期間停止されることになります。 (3) 葬祭補償

あなたが公務上死亡した学校医等の葬祭を行う者である場合は、通常葬祭に要する費用を考慮して政令で定める金額の葬祭補償を受けることができます。

(4) 障害補償年金差額一時金

あなたが年金の障害補償の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給された障害補償年金及び障害補償年金前払一時金の合計額が政令に定める障害の程度に応じた額に満たないときは、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を受けることができます。

(5) 未支給の補償

あなたが補償の受給権者の遺族であって、死亡した受給権者に支給されるべき補償でまだ支給されなかった分がある場合は、その未支給分の補償を受けることができます。

第3号様式(第5条関係)

療養補償請求書

							請求回数	第		回	
					請求年月日			年		月	日
(宛	<u>先)</u> 上尾市教	育委	員会		請求者の住所	ŕ					
下言	己の療養補償				ふりがな 氏 名	, 1					
* 1		所学校			・氏名 年月日		負傷又に	· 発病年月日	年	月	H
	上記のと	おり	相違ないことを	証明	月します。						
所属 長の 証明		年	月 日								
							学	交長			印
	この請求	書に	よる療養補償の	費月	月の受領を		に委任し	ます。			
2						No.	委任者の氏	之名			©
補償費用	上記委任	に基	づき、この請求	書に	こよる療養補償	質の費	用の支払	を請求します。			
の受領委							受任者	の住所			
任							В	名			®
3 診	療	費	内訳は「9診療	費詞	青求明細」欄訂	己載の	とおり				円
4 看	護	料			月 日 月 日ま		日間				円
			交通費								
5 移	送	費	から ま	きで	キロメー [□片道 □往復	Ē Ē				円
			その他の移送費	ŀ							円
6 上	記以外の療	養費	内訳別紙請求書	李又	は領収書	枚の。	とおり				円
7 療	養補償請求金	金額	3~6の合計額								円

				銀行	支店										
8			振込先金融 機 関 名	信用金庫 JA		※ 受		理					年	月	日
送	口座	振 替	□普通預金	≥ □当	座預金										
金希			口座番号			<u>*</u>		جاح					年	月	日
望			預金名義者			- 決		定							
の場	送小七	金刃手	振込先金融機 関 名	銀行信用金庫		支		払					年	月	日
合				J А	支店	_									_
	その	り他				決	定。	金 額							円
	(1)	ア				(2)	ア	年	月	日	診療期間	年年	月 月		いら まで
	傷					診			_		診療				日
*	病	イ				療開	1	年	月	日	実日数転			帰	
	71/3	ウ				始	ゥ	年	月	日				ЛП	中
9	名					日					治癒	3	死亡		止
	(3)	初診	時間外・ク	ト日・深夜	回点										
٠	診	再	再診		回										
診	HP		内科再診 時 間 外		回回										
		診	休日・深夜		回										
療	察	指導			口										
		往	普 通		回										
費	料	診	夜 間 深夜・暴風雨	5雪・難路	旦旦										
	(4)	内	IN IX SRIANI	NEW YEAR		-									
=±	投	' '													
請		薬	剤		単位										
	薬	司间	• 処		口										
求	料	屯			服										
	(5)	皮下角			□	1									
明	注		派 内												
	射料		り他		旦										
細	(6)					_									
1,124	処				回回										
	置	445 4	rıl		回										
	料	薬	위		口										

(7) 手術静 解 薬 剤 回回 (8) 検 変 剤 回回 (9) レトゲン料 回回 (10) そのの他 不能年月日 年 月 日	1	Τ								
麻静 東						口				
(1) (1		##: **								
検査 東		楽剤				旦				
料 薬 剤 回 (9) ロ (10) そのの他 人院 年月日 年月日 (11) 基 看 特2						回				
料 薬 剤 回 (9) ロ (10) そのの他 人院 年月日 年月日 (11) 基 看 特2	検査									
D	料	平 剤				□				
N						回				
(10) その他										
その他 入院年月日 年月日 人院時基本診療料(室料・看護料・給食料)点 育特1 育性 養養 × 日間 食無 × 日間 分院時医学管理料 1月未満 × 日間 1月~3月未満 × 日間 3月以上 × 日間 (12) 診療報酬点数表により計算できる合 計額 1点単価 (13) もの (例えば診断書料・入院室料差額等)	ン料					□				
の他 入院年月日 年月日 (11) 基	(10)									
他 入院年月日 年月日 (11) 基	そ									
入院年月日 年月日 (11) 病 基										
(11) 基 看特2 人院時基本診療料(室料・給食料)点 (室料・看護料・給食料)点 (室料・日間 食無 × 日間 特食 × 日間 特食 × 日間 1月~3月未満 × 日間 1月~3月未満 × 日間 1月~3月未満 × 日間 1月~3月未満 下 日間 1月~3月末 下 日間 1月 下 日間 1月末 下 日末 日間 1月末 下 日末 日末 日間 1月末 下 日末 日間 1月末 日末 日末 日末 日末 日末 日末 日間 1月末 日末	他									
(11) 病 特2 大院時基本診療料 (室料・看護料・給食料) 点 食有 × 日間 特食 × 日間 特食 × 日間 大院時医学管理料 1月未満 × 日間 1月~3月未満 × 日間 1月~3月末満 × 日間 日間 1月~3月末満 × 日間 日間 1月~3月末満 × 日間 日間 1月末満 × 日間 日間 1月末満 × 日間 日間 1月末満 × 日間 1月末満 × 日間 日前 1月末満 × 日間 1月末満 × 日前 1月末満 × 日間 1月末満 × 日間 1月末満 × 日前 1月末前 ×				年	月	日				
(11)			持2							
入院 書 食有 × 日間 食無 × 日間 特食 × 日間 特食 × 日間 特食 × 日間 月未満 × 日間 1月~3月未満 × 日間 1月~3月末満 × 日間 1月末満 × 日間 1月末満 × 日間 1月~3月末満 × 日間 1月末満 × 日間 1月~3月末満 × 日間 1月末満 × 日間 1月末満 × 日間 1月~3月末満 × 日間 1月末満 × 日間 1月~3月末満 × 日間 1月末満 × 日前 1月末満 × 日間 1月末満 × 日前 1月末満 × 日間 1月末満 × 日間 1月末満 × 日間 1月末満 × 日前 1月末満 × 日間 1月末満 × 日間 1月末満 × 日前 1月末 × 日前 1	(11)		10	室料・看記	襲料・給					
食 1 検食 × 日間 特食 × 日間 入院時医学管理料 1月未満 × 日間 1月~3月未満 × 日間 2	入	普				間				
R										
振 基 2 1月未満 × 日間 1月~3月未満 × 日間 3月以上 × 日間 3月以上 × 日間 3月以上 × 日間 3月以上 × 日間 1月~3月未満 × 日間 7円 1月				入院時医学	产管理料					
院 所 寝 看 3 3月以上 × 日間 その他 (12) 診療報酬点数表により計算できる合計額 1点単価円 (12) 診療報酬点数表により計算できない(13) もの(例えば診断書料・入院室料差額等)		1-1-	2							
(12) 診療報酬点数表により計算できる合 1点単価 円	院	所寝	看							
他		そ								
(12) 計額		他							I	
(13) もの 円 (例えば診断書料・入院室料差額等)	(12)		報酬点	数表により)計算で	きる合	1 /	京単価		円
(13) もの 円 (例えば診断書料・入院室料差額等)				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
(例えば診断書料・入院室料差額等)	(13)		報酬点	数表により)計算で	きない				Щ
(14) 診療費請求合計額 (12)+(13) 円	(10)		ば診断書	料・入院	室料差額	質等)				1 1
(14) 診療費請求合計額 (12)+(13) 円										
(14) (15) [7]	(14)	診療患	詰 少 仝 :	計額				(12) + (13)		ш
	(14)	吵까頁	10/01	11 15只				(12) (10)		1.1

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

診療機関の 名 称 医師 氏名

休 業 補 償 請 求 書

						請	求回数	第	口
				請求年	月日		年	月	日
	(宛先) 上尾市教育委	員会		請求者の	の住所				
-	下記の休業補償を請	求します。		ふり; 氏					
* 1	認定番号 所第 号 学校	属名	職・近生年			負傷又	は発病年 年	月日月	日
所属	補償基礎額	円		の た め した期間		年 年	, ,	目か 目ま	
長の証明	上記のとおり相	違ないことを証 月 日	明しま	す。	学校	E.		Éſ]
2	厚生年金保険法等	. □の被付	呆険者	73		書等の	所轄年金		
	の適用	ある。 □被保険者で	きない。						
3 休	療養のため休業し ち給与その他の業 を得ることができ	美務上の収入	年	月	日か	6	日間の	うち	日
業補	を付ることができ	なかつた朔	年	月	日ま	で			
償請求会	通常の	場合	〔補 〔 【基礎名	賞 預		(請求日	数)		
金額の計		~ .		$\times \frac{6}{10}$	0 00 ×		=		円
算	公立学校の学校医 及び学校薬剤師の								
	償の基準を定める 2年政令第283号)								円
	則第3条の規定に が制限又は調整さ								
4	休 業 補 償 請	求 金 額							円
%	傷病名 現 在 の 状 態	年月	日	傷病の □治癒		□転医	口中止	□糾	統中
医	療養のため勤務 その他の業務に	年月	日から	勤務	その他従事す	の業	·		
師の記	従事することが			とが	できな	かっ			
証明	できなかったと 認められる期間	年 月	日まて	で たと 理由	認めら	れる			

	上記のとま	3り相違ないこ 年 月	ことを証明します。 日						
			診療機関の	所 在 名 医師	地称氏名				
6		振込先金融機 関 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※ 受	理	年	月	目
送金希	口座振替	□普通預金 □ 座 番 号	☆ □当座預会	金	※ 決	定	年	月	日
望の		預金名義者	銀行	支店	※ 支	払	年	月	日
場合	送金小切手	振込先金融機 関 名	信用金庫 JA	支店 支店	※ 決定金	> 貊			円
	その他					L HPC			

傷病補償年金請求書

					1112	原 十	717 1113	.,.	Ħ						
									*	年	金	証	書	番	号
											第		-5	쿳	
(宛	失)					請求年	三月日				年		月		日
	上尾市教 上尾市教 この傷病補償			す。			rの住所 がな 名								
* 1	認定番号第 号	所 学校				職・氏/ 生年月				負傷	長又は	発病年		日月	日
所属	補償基礎	養額						F.]						
長の証明	上記のと	: おり 年				証明しる	ます。	ÿ	学校县	Ĭ.					印
2 傷	病 等 級	第		級	3	3	j 等 級 年月日					年	月		日
4 傷	病の名称、	部位》	及びそ	の状態											
5 既	存障害の部	8位及	びその	の程度											
6 日	常生	活	Ø :												
	生年金保険	法等		の被 る。	保	険者で	被保等の記			萨萨	轄年	金事	務所	等	
(O)	適用		□被位	保険者	でフ	ない。									
8	通常	Ø	場	合	(有	甫賞基礎		(f	音 娄	女) —		F	円		
傷補年請年の算病償金求額計	公立学校の 科医書補償の 令(条) 報報和3 第6条よりま 定によされる	学校薬 2年 2年 と と と と と と と と と に と に と に と に と に と	剤師の を定め 令第28 第3条 が制限	公務 る政 3号) の規											円
9 傷	病補償生	下 金	請求	年 額											円
10 济	系付する書類	頁その	他の資	料名											

		振込先金融機 関 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受	理	年	月	日
11 送	口座振替	□普通預金	□当座	預金					
送金希		口座番号			※決	定	年	月	日
望		預金名義者							
の場合	送金小切手	振込先金融機関名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※決定	年額			円
	その他								

第6号様式(第5条関係)

傷病補償年金変更請求書

(宛5	先)				請求	年月	日		年	月	日
	上尾市教育	委員	会		請求	者の	住所				
下記ます。	己のとおり傷病	補償	の変更を請	青求 し	ふ 氏	りが					
* 1	年金証書の番 第		所 属 学校名				1.54	・氏名 年月日			
所属	補償基礎額						円				
長の証明	上記のとお	り相 年	違ないこと 月 F		月しま	す。	.,	v 14 e			×11
	 在受けている [。]	左岸		作点			-	学校長			印
2 等		汤州1	開頂平金0	り場内				第		級	
	在受けている 開始された年月		補償年金の)支給				年		月	
4 障	害の程度に変	更か	あった年	月日				年	月	日	
5 傷	病の名称、	部位	及びその	状態							
6 変	更後の) 傷	馬 病 等	級				第		級	
7 傷病		の	場合	(補償	基礎額	項) ×	(倍	数) =	円		
補年請年の算	公立学校の学 科医及び学校 災害補償の基 令(昭和32年 第6条又は附 定により支統 調整される場	薬準の判額	師の公務 定める政 第283号) 3条の規								円
8 傷	病補償年金	金 請	求年額								円
9 添	付する書類そ	の他	の資料名								
※受理	里 年 月	日	※決定	年	月	日	**	决定年額			円

障害補償 年 金 請求書

													*	•	年	金	証	書	番	号	
															箩	育		,	를		
(2	宛先)									請求年	三月日						年		月		目
2		上尾市	教育	委	員会					請求者	の住房	F									
下	記の	障害補	償を	:請	求し	ます。				ふり 氏	がな 4	, 									
*	認定第	番号号		履 校名	•				100	・氏名 年月日				1	負傷	又は	発病	年月年		月	日
所属	補償	【基礎額	頂									円									
属長の証明	Ŀ	:記のと		り相 年	i違な 月			証明	しま	ます。			ž	学核	泛長						印
2 3	障害等級第								級	3 治療		日						年	月		日
4 ß	障害の部位及びその程度																				
5 B	障害の部位及びその程度 既存障害とその程度																				
	享生年 の適用	三金保険	途法	等		の 皮保険				っる。	被保の記			等	所	轄年	-金事	務所	等		
7		通	常		Ø	均	旦勿勿	合	(神	捕償基礎	額) ×	倍		=			円				
償年一時求	7 公立学校の学校医、学校歯科 資年金 一時金 市球金 政令第283号)第6条又は附則第 3条の規定により支給額が制門							補償 32年 則第													円
8 \$	章 ;	害 補	1	賞		金 請 芽金請															円
9 }	忝 付	する言	事 類	頁そ	の	他の	資料	斗名													

10		振込先金融 機 関 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受	理	名	=	月	日
送金	口座振替	□普通剂□ 座番号	頁金 □当月	座預金	※決	定	白	=	月	日
希		預金名義者								
望の	※ ヘル 切 手	振込先金融	銀行	支店	※支	払	年	Ξ.	月	日
場合	送金小切手	機関名	信用金庫 JA	支店 支店	> 油 😓	年 額				
	その他				※決定	金 額				円

障害補償変更請求書

(宛	(先)					請求年月	日			年	月	日
			有委員会			請求者の	住所					
I	記の	しとおり『	章害補償の	変更を請	求しま	ふりが	<i>t</i> s					
す。						氏	名					
	年金番	金証書の号	所 属			哉・氏名			負傷又は			
	第	号 号	学校名			E年月日				4	戶 月	
所属	補1	賞基礎額					円					
長の	_	上記のとこ	おり相違ない	いことを	証明し	ます。						
証明			年 月	H				学	校長			印
	見左.	受けてい	る障害補伽	生金の『	音宝							
2 4	幹級								第		級	
		受けてい 始された [。]	る障害補償 年月	資年金の う	支給				年		月	
4 障	章害	の程度に	二変更があ	った年月	月日				年	月	日	
5 障	章 害	その 部	位及び	その程	度							
6 麥	K	更後	の障	害 等	級				第		級	
7		通 ?	常 の	場	合 ⁽	補償基礎額)	(倍 ×	数) =	=	円		
障償一請額算	金 金 金	及び学校 の基準を 政令第28 3条の規	交の学校医、 交薬剤師の4 と定める政令 83号)第6第 定により支 される場合	公務災害符合(昭和3 会又は附見 で給額が得	輔償 32年 則第							円
8 障	草	害補		:請求年 金請求会								円
9 羽	た付	する書	類その他	1の資料	4 名							
*	(受	理	年	月	日	※決	定			年	月	日
*	(支	払	年	三月	目	※決定	年額 金額					円

介護補償請求書

							請	求 回 数		第	口	
	(宛先)			請求	年月	月日			年	月		日
	上尾市教育委員会			請求	者の	住所						
-	下記の介護補償を請求しまっ	す。		ふ 氏	りが							
	所属学校名	E	氏名	・生生	年月	日			年	月	l	日生
* 1	職名	1	負傷	又は	発病	年月	F					
所属	受けている □傷病補債 年金の種類 □障害補債			, .		級第 級第		号) 号)				
長の	年金補償の番号	第		号								
証明	上記のとおり相違ないこ 年 月		明し	します	o	į	学校:	Ę			Ē	in in
2	障害の部位及びその程度並 当該障害に伴う日常生活の											
3	介護を要する 状態の区分 □常時	介護を要	更す	る状態	E E		自時介	介護を要す	トる状	態		
	請求対象年月 介護を要 として支			親族 受け				Ė	清 才	文 月	額	
4 請	年 月		円		有		無					円
求内容	年月		円		有		無					円
	介 護 補 償 請 求	金	額	(請求	月客	頁の台	計)				円
5	介護を □ 自宅受けた □ 病院・施設等場 所 → 入院(入所			Ε	月	日	~	年	月) 日		

		氏	名	l		: の続 関係			請	京求者	が介護	を受け	た期間]	
6	we kh							年		月	日~	年	月	日	
で	族等 介護							年	,	月	日~	年	月	日	
1	従事た者							年	,	月	日~	年	月	日	
								年	,	月	日~	年	月	日	
7	添付	する書類	その他の	の資料	名										
8 送			振込先機関		信	行 用金庫 A	1	支列支列	店	※ 受	理		年	月	日
金希		座 振 替		普通預番 号	i金		当座	E預金		※ 決	定		年	月	日
望の			預金名	義者						※ 支	払		年	月	日
場合	送金	公小切手	振込先機 関		信	!行 用金庫 A	•	支列支列	店	*					
L.H.	そ	の他							П		全額				円

遺族補償年金請求書

									※ 年 金	証 書	番	号
									第		号	
							請求年月日	1	年	月		日
		上尾市			求します。		<u> </u>	τ Σ				
* 1	認第	定番号 号	所 学校			職・」生年			負傷又は発 年 死亡年月日 年	月	日	日日
所属長	補	償基	礎額				円					
の証明	_	上記のと			いことを記 日	E明 し i	ます。					
								学校長			E	1]
2		求の由			の死亡 口 の所在不明		者の失権 〔	□胎児	であった子の	出生		
3		氏		名	生年月	日 1	È	Phr I	死亡学校医 等との続柄	備	j考	
請求及び												
族補年金	首償											
受けこと												
でき遺族												
									五七学技匠			
4	- \text{j.h.}	氏		名	生年月	F 1	È	마	死亡学校医 等との続柄	備	考	
既に族補	前償											
					I			ı		i .		
受けいる												

5	通	常	j	の	場	合	(補償基礎額)	×(倍数)× (請才	1 文者の教	数) =		円	
遺貨年求の 計額算	歯のを政条	本公宦合の訓 医務め第規限	及災る283	が学札 害補(な令() 号) こよ	医薬の類の 10 を 1 を 2 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3 を 3	師準2年第3							Р	9
6 遺族補 償年金	17.17	大表	,		場合、 壬した								P	9
請求年額	代表	長者	を追	選任〕	した場	易合	(6の請求年額) (請 ×	青求者の		=	ı	円	
7	生年	金保	医保険伝寺 あった)被保険者で : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	15 4 1 1 15	者証書 1号番号	所轄	年金事務	务所	等	
8 添付	する	書類	質そ(の他の	の資料	斗名								
9				振辺機	先金 関	:融 名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受	理	4	年	月	日
送 金	口足	座振	替]普通	T	□当座孙	頁金	※決	定		年	月	日
希望					座番	-								
登の場	送小	切	金毛		2名義 2 5 5 5 5 5 5 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	+	銀行信用金庫	支店 支店	※決定	年額				円
合	Ľ.	の		1/X	iXI	~H	J A	支店						

第11号様式(第5条関係)

遺族補償年金前払一時金請求書

	÷ + \			請求年月日		年	月	日	
干	宛先) 上尾市 ここの遺族補 です。	教育委員会	を請求	請求者(代表 住 所 ふりがな 氏 名 死亡学校医等					
						負傷]	又は発病	年月日	
	認定番号	所属	職・月	名			年		日
<u>*</u>	第 号	学校名	生年月	目		死亡年	年月日		
							年	- 月	日
所属長	補償基礎	額		円					
0	上記のと	おり相違ないこと	を証明し	します。					
証明		年 月 日	_ ,						
91		1 /4 1		学	校長			FI]
					1,000)倍			
	請求者(代	表者)が選択する遺	,		800				
2		金前払一時金の額	7±	i償基礎額の	600		こ相当す	る額	
					400 200	, ,			
					200	/			
3		年金前払一時金の	(/	甫償基礎額)		f-la			
	請求金額			×		倍	=	円	
4		三金前払一時金の申 こ月までの期間に係		年 月分	から		年	月分まで	
	る遺族補償							Р]
_	規則第4条	こよる通知を受けた			,		П	_	,
5	年月日				т	F	月	F	1
	(代表者の	の氏名) 。を代表者とし、遺カ	族補償	F金前払一時	金の請	求及で	ド受領を	委任しま	t.
6	住	所	В		名			三等との絹	
代表	1±	171				ŊĽ	L 子仪区	安子 とり約	1111
者			_		1				
の選			\perp		1				
任					1				
					▣				

7		振 込 先 金融機関名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受	理	年	月	日
送	口座振替	□普通預	金 □当座	 預金	※決	定	年	月	日
金希		口座番号			***X	Æ		Л	
望		預金名義者			※支	払	年	月	日
の場	送金	振 込 先	銀行	支店	~~	14		Л	
合	小切手	金融機関名	信用金庫 JA	支店 支店	※決定	金額			円
	その他								

第12号様式(第5条関係)

遺族補償一時金請求書

(宛	3先)		請求	請求年月日		年	月	日				
	上尾	<u>委員会</u> 時金を請求し	よ 氏	請求者の住所 ふりがな 氏 名 死亡学校医等との続柄								
※1 所属長の証		砂 とお	校名	機・氏名 E年月日	円す。			又は発病 年 年月日 年	年月日 月 月	日日		
明						学校長				印		
2 遺族補償一時金	受給権者の 生年月日			等と	学校医の続柄	【 補 【 基礎名 - (- × _ 受 - 者	賞頁 1 合権の数 /	×	(支給さ 金額の) -	れた # 総計)	H	
請求額の	遺族補	年金の受給権者であっ た者の氏名			年金訂	年金証書の番号		え給された年金額の合計			計	
	償年金 がされた 合				第	Ę	+			ŀ	円	
計					第	長	;-			I	円	
算					第	Ę	+			I	л	
		総				計					म	
3 遺族補償一時金請求額							,			l		
4 添付する書類その他の資料名												

5				振 込 先金融機関名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店	※受	理	年	月	日
送金	П	座 振	香	□普通預金	金 □当座} 	頁金	※決	定	年	月	日
希望				預金名義者			※支	払	年	月	日
の場合	送小	切	金 手	振 込 先金融機関名	銀行 信用金庫 J A	支店 支店 支店			<u>'</u>		
	そ	の	他		_		※決定金額				円

第13号様式(第5条関係)

葬祭 補償 請求書

(対	3先)				請求	年月日		年	月	目			
		<u>な育委員会</u> 『を請求し			ふ 氏 死亡	者の住所 りがな 名 学校医等 柄又は関	ا ا						
* 1		所 属 学校名			氏名三月日			負傷又死亡年	は発病 年 月日 年	f年月 月 月		E E	
所属長	補償基礎額						円						
の証明	上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 学校長									Ē	Į]		
2	葬祭補償請の計算	青求金額	(A) (B) (C)	(A) 、(B)		(補償基金 (補償基金 ち高い金額	進額)	×30= ×60= □(A)	□ (B)	円円		
3	葬祭補償請	青求金額									F	9	
4		振 込 金融機関		銀行 信用金 J A		支店 支店 支店	※受	理		年	月	F	
送金	口座振替		通預金	ž [□当座	預金	※決	定		年	月	日	
希望		口座番預金名	-										
の				銀行		支店	※支	払		年	月	日	
場合	送切手			信用金	庫	支店支店	※決策	定金額				円	
	その他												

第14号様式(第5条関係)

未支給の補償請求書

					認	定	番	号
					第			号
(宛先)			請求年月日		年	三月		日
	対育委員会	☆請求しま	請求者の住所 ふりがな 氏 名 死亡した受給 権者との続柄	' <u></u>				
死亡した	氏 名							
2 分 格 権 者	死亡年月日				年	月	日	
2 未支給の質	種類		(年金 年金	たる補 証書の	償のと 番号	きは 第		号
	請求金額						円	
3 添付する書 資料名	類その他の							
4	振 込 先金融機関名	銀行 信用金 J A		※受	理	年	月	日
送口座振替金	□普通預	〔金	□当座預金	※決	定	午	月	В
一 希	口座番号			× 1/	Æ	-		Н
望	預金名義者			※支	払	在	月	日
7//4	振 込 先金融機関名	銀行 信用金 J A	支店 車 支店 支店		定金額			円
その他								

第15号様式(第7条関係)

療養補償決定通知書	認 定 番 号			
		年	月	日
在 ************************************		上尾市教育	香具会	.即
療養補償の決定について				l. m
年 月 日付けで請求のあった 下記のとおり決定したので、通知します。		について、	番査の紹	ī果、
記				
□ 支 給				
□ 不 支 給				
理 由				
1 受給権者の氏名				
2 支 払 金 額				
3 支払の場所及び方法				
4 支払日(振込日) 年 月				
5 委任に基づく受領者 住 所				
氏 名				
6 そ の 他				
0 0 0				
教示				
1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったこと	を知って	た日の翌日だ	いら起覧1	.て3
か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることが			り起弁し	, , ,
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算し			-	
分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求を 2 取消訴訟について	するこ	とかできなく	、なります	0
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った				
は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下 以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この				
以内に、上尾巾を被音として促起しなりればなりません。この 代表する者は、上尾市教育委員会です。	勿口、	그 100 100 150 150 150 150 150 150 150 150	」、、 、 工作	3 III €
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算し				
分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対す 1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することが			から起算	」して

休 業 補	償決定通知	書		定 子	
				年	月 日
154					
[
	/ 1 . 244 . 1-1	* /	- 1	上尾市教育	香具会印
		償の決定に			
年月決定したので、通知します。		このあった休美	養補償について、	審査の結果、	下記のとおり
		記			
□ 支 給					
□ 不 支 給					
埋 由 <u></u>					
1 受給権者の氏名					
2 補 償 期 間					
	年	月	目から		
	年	月	日までのう	ち日間	
3 補 償 基 礎 額				円	
5 支払の場所及び方法		<i></i>			
6 支払日(振込日) <u></u>		年	<u>月</u>	日	
7 そ の 他					
<i>₩1.</i> →					
教示 1 審査請求について					
この処分について不	服がある場合は、	この処分がな	あったことを知っ	た日の翌日か	いら起算して3
か月以内に、上尾市教					
ただし、この処分が 分の日の翌日から起算					
2 取消訴訟について		//CCC/10(1	11日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		. 14 / 5 / 6
この処分の取消しの					
は、当該審査請求に対 ⁻ 以内に、上尾市を被告					
代表する者は、上尾市		n v l か · か / み (_,vo _ vom L ,	→ h∨ h\ L h₹7 (~ 4)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
ただし、この処分が					
分の日(上記1の審査 1年を経過したときは					から起算して

介 護 補 償 決 定 通 知 書	認定 番号			
刀 设 佃 貝 仏 足 地 刈 盲	111	年	————— 月	日
		+	Я	Н
樣				
		上尾市教育	委員会	印
介護補償の決定について				
年 月 日付けで請求のあった介護補償	について、審	音の結果、	下記のと	おり
決定したので、通知します。				
記				
 □ 支 給				
□				
理 由				
1 受給権者の氏名				
2 補	日から			
	ロから 日までのうち	月分		
3 補 償 基 礎 額				
4 支 払 金 額				
5 支払の場所及び方法				
6 支払日(振込日) <u>年</u> 月	月			
7 そ の 他 				
教示				
1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があった	ァレな4mった	* D KK (V D ·	、た 起答 1	79
か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をするこ			*り起昇し	(3
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起				
分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請: 2 取消訴訟について	求をすること	だできなく	なります	0
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知	った日(上記	11の審査請	事求をした	場合
は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以				
以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。 代表する者は、上尾市教育委員会です。	この場合、当	形部部にお	がく上角	巾を
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起				
分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に 1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起するこ			から起算	して
1 午を経過したとさは、処力の取捐しの訴えを促起するこ	こかてさなく	なりより。		

第18号様式(第7条関係)

18万馀八 (弗/宋)						
作。在	補償決定通知書	認番	定 号			
海 州	惟 俱 伏 足 地 却 青			/T:		
				年	月	日
様						
				上尾市教	有委員会	印
	傷病補償の決定について					
年 月	日付けで請求のあった傷病補償に	ついて、	審了	査の結果、	下記のとは	おり決
定したので、通知します	·					
	記					
□ 支 給						
理 由						
1 受給権者の氏名						
2 年 金 支 給 金 額 3 補 償 基 礎 額	<u> </u>					
4 傷 病 等 級	<u> </u>					
5 年金証書の番号	第 号					
5 支給開始年月	年 月					
7 支払の場所及び方法						
8 そ の 他						
, C *> 1E						
教示						
1 審査請求について	不服がある場合は、この処分があった	こしかも	FII ^ ₹	≒日の翌日	から起質し	1.73
	教育委員会に対して審査請求をするこ				177 15 JESP	
	があったことを知った日の翌日から起					
分の日の翌日から起 2 取消訴訟について	算して1年を経過したときは、審査請	水どする	5 = 8	とかできる	よくなります	9 0
	の訴えは、この処分があったことを知	った日	(上記	21の審査	£請求をした	た場合
	対する裁決があったことを知った日。. 告として提起しなければなりません。		. ,			
代表する者は、上尾		_ (7)-杨1	⊐′、 =	日のかない	-40 V · (/;	老川で
	があったことを知った日の翌日から起					
	査請求をした場合は、当該審査請求に は、処分の取消しの訴えを提起するこ					算して
I TOMEROUSE	ion ich warm o while chere i de	_ ~ ~ ~ ~	6.		·	

第19号様式(第7条関係)

障 害 補 償 決 定	通知書	認定番号			
樣			年	月	F
年 月 日付けて下記のとおり決定したので、通知しま	障害補償の決定について ご請求のあった にす。 記		上尾市教育		
□ 支 給 □ 不 支 給 理 由					
受 給 権 者 の 氏 名 1 障害補償 補償基礎額 傷病等級 (1) 障害補償年金支給金額 ア 年金証書の番号 イ 支給開始年月 (2) 障害補償一時金支払金額 ア 支払の場所及び方法 イ 支払日(振込日) 2 そ の 他	第 年 月	級 円 号 月 円			
教示 1 審査請求について この処分について不服がある場 か月以内に、上尾市教育委員会に ただし、この処分があったこと 分の日の翌日から起算して1年を 2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、ご は、当該審査請求に対する裁決が 以内に、上尾市を被告として提員 代表する者は、上尾市教育委員会 ただし、この処分があったこと 分の日(上記1の審査請求をした 1年を経過したときは、処分の国	上対して審査請求をすることがとを知った日の翌日から起算したときは、審査請求をこの処分があったことを知った。以下としなければなりません。このとです。 こです。 こを知った日の翌日から起算した。 ことを知った日の翌日から起算した。 ことを知った日の翌日から起算した。 ことを知った日の翌日から起算した。	でで3か、日により、 1 日じ。 1 日じ。 1 人 1 人 2 人 3 人 3 人 3 人 4 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5 人 5	す。 月以内できなく 記1のできなく 記1の翌日か訟に 当該所である。 記1ののできない。 できないできない。 できないできない。 月の日)の翌日ののでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	こす たら まま してな 求算い てもりをして上 、 まして上 、 られ こう	この処 た。 に場合月を この処

遺族補償決定通知	書		番号			
				年	月	日
様						
				上尾市教育	三 香季	ÉΠ
遺族補	償の決定に	ついて		7.75.11.35.15	LXRA	[
年 月 日付けで請求の	あった			について.	審査の細	吉果.
下記のとおり決定したので、通知します。	., - ,				шши	H > \
	記					
□ 支 給						
□ 不 支 給						
理 由						
受給権者の氏名						
1 遺族補償						
補償基礎額				円		
(1) 遺族補償年金支給金額						
ア 年金証書の番号	第			号		
イ 受給権者以外の遺族補償年金額						
の算定の基礎となる遺族の氏名						
ウ 支給開始年月		年		月		
(2) 遺族補償年金前払一時金支払金額				円		
ア 支払の場所及び方法						
イ 支払日(振込日)		年	月	日		
(3) 遺族補償一時金支払金額				円		
ア 支払の場所及び方法						
イ 支払日(振込日)		年	月	日		
2 その他						
教示						
1 審査請求について この処分について不服がある場合は、	テの加入ぶ	* - * = 1	. +. /rn _ +	- 11 W 23 11 -	、 と ±3 答 1	70
か月以内に、上尾市教育委員会に対して					けり起昇し	J (3
ただし、この処分があったことを知っ				-	っても、こ	の処
分の日の翌日から起算して1年を経過し						
2 取消訴訟について						
この処分の取消しの訴えは、この処分	があったこ	とを知った	:日(上部	己1の審査語	青求をした	た場合
は、当該審査請求に対する裁決があった						
以内に、上尾市を被告として提起しなけ	ればなりま	せん。この)場合、🖁	1該訴訟にお	さいて上月	毛币を
代表する者は、上尾市教育委員会です。	たロの辺ロ	かたお答り	てらから	日円内でも、	-T+ :	- <i>Ф Б</i> П
ただし、この処分があったことを知っ 分の日(上記1の審査請求をした場合は						
1年を経過したときは、処分の取消しの					- W - D / CE 9	₊ 0 C

認定

第21号様式(第7条関係)

_					
葬祭補償決定通知書	認 番	定 号			
			年	月	日
様					
					_
葬祭補償の決定について			上尾市教	女育委員会	1
年 月 日付けで請求のあった葬祭補償につい 定したので、通知します。	て、	審查	をの結果、	下記のと	おり決
記					
□ 支 給 □ 不 支 給 理 由					
1 受給権者の氏名 2 支 払 金 額 3 支払の場所及び方法 4 支 払 日(振 込 日) 年 月 5 そ の 他					
教示 1 審査請求について この処分について不服がある場合は、この処分があったことが か月以内に、上尾市教育委員会に対して審査請求をすることが ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算し 分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求を 2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下 以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この 代表する者は、上尾市教育委員会です。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算し 分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対す 1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することが	でてす 日司場 てるき3る (じ合 6裁	まかこ 上)、 か決すりの	-。 以内でまた ができた 21 の審査 32 日かい 33 下記 以内 の翌	あな をもこ あ望い てな 水草い てもり をして上 いまして上 もら	この にす。 た場合 に尾 に尾 に の 処

第22号様式(第9条関係)

遺族補償年金支給停止申請書

(宛先)					申請	青年丿	月日				年		月		日
ı	上尾市教育委員会 下記の所在不明者に係る遺族補償年金の支給停止を申請します。					証住氏生所	者の者年の者年不明	野		第						
1 所在不明者	氏 最後 所在不た 年	E書の番 の 住 に明とな に 月 に 明の事	名所・			第										
2	氏		名	住			所	年の	金	証 番	書 号	所と	在の	不	明 続	者 柄
申請者の同順位者																
3 添付する書類その他の資料名																
※受理年月						日	※決	定内	容		年	月夕	ナカ に	う停	止	

※受	理	年	月	日	※決定内容	年	月分から停止
※決	定	年	月	日			

第23号様式(第9条関係)

遺族補償年金支給停止解除申請書

(宛先)			申	請年月日		年	E J	月 日
下記のと	に居市教育委員 こおり遺族補付 ☆を申請します	賞年金の	支給 益 住		第 			
支給停止と	なった年月				年		月	
※受理	年	月	日	※決定内容	?	年	月分為	から解除
※決 定	年	月	日					

					Ş	第	号
上尾市立学校の	学校医、	学校歯科	医及び学	校薬剤師の)公務災害補	償	
	年	金	証	書			

〈注 意 事 項〉

- 1 この証書は、上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから、大切に保管してください。
- 2 この補償を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することはできません。 また差押えを受けることもありません。
- 3 この証書を亡失したり著しく損傷したときは、再交付を上尾市教育委員会に請求してください。また、証書の記載事項に変更を生じた場合は、この証書と引換えに新しい証書を交付します。
- 4 あらかじめ上尾市教育委員会からその必要がないと通知された場合を除き、毎年2月1日から同月末日までの間に、上尾市教育委員会に対し傷病若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 5 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を上尾市教育委員会に返納してください。

	受給権者	の氏名			年	月	日生	
	受給権者	の住所						
	補償の	種 類						
	支給開始	台年月		年		月		
上尾市 上記のと			学校歯科医	及び学校薬	剤師の公	務災害補償に	ご関する条例	により
	年	月	日					
						上尾市教育委	奏員会	即

第25号様式(第13条関係)

	,	傷	病	の	現	状	報	쏟	書			認定 番号		
	(宛先) 上尾市 下記のとおり 年) 傷;	病の			告し	ます	- 0						
									報	告者の)住所			
										ふり)がな			
			_							氏	名			
1	年金証書の	番号	号			第					号			
2	傷病補償年 支 給 開 始		- 1									年		月
3	傷病等	§ ¥	汲			第					級			
4	傷病のお	犬 沥	2											
5	日常生活の	概要	Ē											
6	公 的 年 金 の受給関係		害等			きの4			金証書の 号 番 号			始 月	所轄年3	金事務所等
							円	第	号		年	月		
							円	第	号		年	Ħ		
										※ □	支給		洽停止(免責)

※ 7	医師の証明
(1)	傷病の種類(傷病名・傷病の部位等)
(2)	傷病の経過及び治療方法の概要
(3)	傷病の現状
(4)	傷病の今後の見込み
(報台	告者の氏名)
	については上記のとおり相違ないことを証明します。
	年 月 日
	診療機関の 名 医師 氏名

第26号様式(第13条関係)

	障	害の	現状	報	告	書		認定番号			
(宛先)											
	上尾市勢	有委員会									
下記の	とおり障	重害の現状	を報告	します	١.						
	年	月	日								
						報					
							ふり				
							尺	名			
1 年金記	E書の番	号	É	育		号					
2 治癒	年 月	B						年	月		日
3 障 害	事 等	級	ŝ			級					
4 身体障	章害の状	况									
5 日常生	三活の概.	要									
6 公的 ⁴ の受約 係		章害等級 `	年金	の年額		金証書の 号番号		開始月	所轄	年金事	務所等
				円	第	号	4	年 月			
				円	第	号	4	年 月			
								:給 🗆	支給停止	:(免責)

※ 7	医師の証明(器質的障害のみの場合は、この欄の記入は、必要ありません。)
(1)	身体障害の種類
(-)	de II redonde - with II.
(2)	身体障害の現状
(3)	身体障害の今後の見込み
(報4	告者の氏名)
	については上記のとおり相違ないことを証明します。
	年 月 日
	(所 在 地
	診療機関の〈名 称
	医師 氏名

第27号様式(第13条関係)

	Ĭ	貴 族	O E	見状	報	告	書		認定番号				
一(宛先		市教育	委員会										
下記0			の現状 月		します	r.							
		7	<i>)</i> 1	н					(代表者) : 書 の 番			第	号
									の住所				
							.,	ふりァ					
							氏	:	名				
1 死亡	学校图	E等の 名						(死亡	年月日	4	年 月	E	H)
2 受給権	氏		名	生年	月日	住		所			障有	害	の無
者及びその者											7	有・無	
と生計を同じ											7	有・無	
く し て し む も 遺 族 補償											7	有・無	
疾無負 年金を 受ける											7	有・無	
ことができる											7	有・無	
遺族											7	有・無	
3 公的の受	 年金 給関	年金の	の種類	年金の	り年額		金証書の 号番号		給開始 月		所轄年金	を事務 (所等
係	//µ /A]				円	第	号		年 月				
					円	第	号		年 月				
						□支	給停止	前扣	克責 [仏一時金 近在不明	〕政	令附則第	92条の	

提案理由

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定に伴い、学校医等に対する公務災害補償の実施に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第15号

上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則の制定について 上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市学校給食実施規則の一部を改正する規則

上尾市学校給食実施規則(令和5年上尾市教育委員会規則第4号)の一部 を次のように改正する。

附則第5項中「令和5年8月から令和6年3月」を「令和6年4月から令和7年3月」に、「4,800円」を「4,900円」に、「5,700円」を「6,000円」に改める。

附則第6項中「令和5年8月から令和6年3月」を「令和6年4月から令和7年3月」に、「5,710円」を「5,700円」に、「7,110円」を「7,300円」に、「350円」を「360円」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第7条関係)

上尾市学校給食停止 (再開) 届

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

学校給食費	負担者	(保護者	・教職員等)	
住所				
フリガナ 氏名				
電話番号	自宅		_	
	携帯等	_	_	

次のとおり学校給食の(停止・再開)を希望するので、届け出ます。

100000	7 7 1	人们 及 ()	厅址 行师/	工加主	, 20, 6,	жи	► 7 °	
			児童生徒・	教職員等	È.			
				小学校	学年等	□ 新小	学1年	. 生
学校名等				中学校	(いずれ		年	生生
		中台	学校給食共同	調理場	かに 🗷)	□教職	員等	
フリガナ						生年月日	3	
氏 名						年	月	日
停止又は再		年	月	日	から		停止	
開をする日		年	月	日	まで		再開	
理由		食物アレ	ルギー		市外への	転出		
(いずれか		傷病			傷病から	の回復		
(Z Ø)		その他(以下の括弧内	可にそのヨ	理由を記入	してくた	ぎさい。)
備考欄								

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

上尾市の設置する学校において、学校給食法第4条の規定に基づき実施 する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し必要な事項を改正したいの で、この案を提出する。

議案第16号

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定につい て

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

上尾市教育委員会事務局組織規則(平成5年上尾市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「置かれる課」の次に「並びに前項の課内推進室」を加える。

第2条第2項教育総務部の部教育総務課の項を次のように改める。

教育総務課

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育長の秘書に関すること。
- (3) 教育行政の企画調整、広聴及び広報に関すること。
- (4) 教育行政に関する相談に関すること。
- (5) 文書事務に関すること。
- (6) 教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。
- (7) 入学準備金及び奨学金の貸付けに関すること。
- (8) 事務局及び教育機関の職員(県費負担教職員を除く。)の人事、給与、研修、服務及び福利厚生に関すること。
- (9) 学校の用に供する財産の管理に関すること。
- (10) 学校の施設の整備(新しい学校づくり推進室の所掌に属するものを除く。)に関すること。
- (11) 学校の予算に関すること。
- (12) 学校の教具及び教材に関すること。
- (13) 部内の連絡調整に関すること。
- (14) 他の部及び部内の他の課の主管に属しない事項に関すること。 新しい学校づくり推進室
 - (1) 学校施設更新計画に関すること。

- (2) 学校の施設の新築、増築及び改築並びに大規模改造工事に関すること。
- (3) 学校再編検討協議会に関すること。

第2条第2項学校教育部の部指導課の項第6号中「障害児教育」を「特別支援教育」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 教育総務部教育総務課に、課内推進室として新しい学校づくり推進室を 置く。

第3条第1項の表に次のように加える。

課	内	推進室	上司の命を受け、課内推進室の事務を掌理し、
推	進	長	その事務を処理するため、所属職員を指揮監督
室			する。

第3条第2項の表に次のように加える。

内	主幹	上司の命を受け、課内推進室の事務を整理する
進		とともに、特に指定された極めて高度な事務を
		掌理し、リーダーとしての職務を行う(特に指
		名された主幹にあっては、さらに、推進室長を
		補佐する。)。
	副主幹	(1) リーダーに指名された副主幹にあっては、
		上司の命を受け、特に指定された特に高度な
		事務を掌理するとともに、リーダーとしての
		職務を行う(特に指名された副主幹にあって
		は、さらに、推進室長を補佐する。)。
		(2) サブリーダーに指名された副主幹にあって
		は、上司の命を受け、特に指定された特に高
		度な事務を掌理するとともに、サブリーダー
		としての職務を行う。
		(3) リーダー又はサブリーダーに指名されてい
		ない副主幹にあっては、上司の命を受け、特
		に指定された特に高度な事務を掌理し、リー
		ダー又はサブリーダーを補佐する。
		
	土 宜	(1) リーダーに指名された主査にあっては、上
		司の命を受け、特に指定された高度な事務を
		掌理するとともに、リーダーとしての職務を
		行う。

- (2) サブリーダーに指名された主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。
- (3) リーダー又はサブリーダーに指名されていない主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。

第3条第2項の表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表において「リーダー」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 課長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループの事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者
 - (2) 推進室長が、課内推進室に属する主幹以下の職にある職員のうち から、これらの職員の行う事務を統括する者として別に定めるとこ ろにより指名した者
- 2 この表において「サブリーダー」とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 課長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループのリーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者
 - (2) 推進室長が、課内推進室に属する副主幹以下の職にある職員のうちから、リーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者

附則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

教育総務部教育総務課に課内推進室を設けるほか、所要の改正を行い たいので、この案を提出する。

議案第17号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改 正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改 正する訓令

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程(平成22年上 尾市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号と し、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 推進室長 上尾市教育委員会事務局組織規則第3条第1項の表に掲げ る推進室長をいう。

第3条中「中学校給食共同調理場所長」の次に「、推進室長」を加える。 第6条の表教育センター所長又は中学校給食共同調理場所長の項の次に次 のように加える。

推進室長	1	主幹
	2	リーダー

第12条の見出し中「及び課長」を「、課長及び推進室長」に改め、 同条に次の1項を加える。

5 新しい学校づくり推進室長の専決することができる事項は、別表第1及 び別表第2の規定による教育総務部教育総務課長の専決することができる 事項のうち上尾市教育委員会事務局組織規則第2条第3項に規定する新し い学校づくり推進室の分掌事務に係るものとする。

別表第1の9の項第3号エ、第4号エ、第5号エ、第7号エ及び第9号エ 中「職にある者を除く。)」の次に「並びに推進室長」を加え、同表備考に 次のただし書を加える。

ただし、専決事項のうち、新しい学校づくり推進室の分掌事務に係る専 決事項については、課長の欄中に表示した〇印又は文言は、当該事項につ いて、推進室長が専決権限を有することを示す。 別表第2の3の項第2号ア中「中学校給食共同調理場所長」の次に「、推進室長」を加え、同項第3号教育委員会決裁の欄中「主席主幹以上の職にある者」の次に「及び推進室長」を加え、同項第5号の2ア、第7号イ、第8号エ、第9号イ及び第11号イ中「中学校給食共同調理場所長」の次に「、推進室長」を加える。

附則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

教育委員会事務局における課内推進室の設置に伴い、所要の改正を行い たいので、この案を提出する。

議案第18号

上尾市文化財保護審議会委員の委嘱について 上尾市文化財保護審議会委員に下記の者を委嘱する。

令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛 記

委嘱 [任期:令和8年3月31日まで]

氏 名	住 所 等	専門分野	備考
nghu DSL 犬飼 大	さいたま市西区二ツ宮 在住	歴史資料 (近代)	再任
いのうえ はじめ 井上 肇	上尾市浅間台 在住	考古	再任
きょとし 清俊	上尾市小泉 在住	歴史資料 (近世史)	再任
小島 孝夫	伊奈町小室 在住	民俗	再任
ごとう ともみ後藤 知美	千葉県柏市 在住	民俗	新任
がまれまさし 杉山 正司	上尾市二ツ宮 在住	歴史資料 (近世史)	再任
とおやま まさひろ 遠山 正博	上尾市二ツ宮 在住	工芸品 (刀剣)	再任
からた あきと 村田 章人	上尾市二ツ宮 在住	考古	新任

提案理由

上尾市文化財保護審議会委員の任期が令和6年3月31日で満了することに伴い、上尾市文化財保護条例(平成18年上尾市条例第8号)第27条第1項の規定により委嘱したいので、この案を提出する。

議案第19号

上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について 上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。 令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛 記

1 委嘱[任期:令和7年3月31日まで]

氏 名	住 所 等	役職名等	備考
大井川 澄人	中央児童相談所 在勤	虐待相談指導担当 安全 確認市町村支援担当部長	再任
こいで たかのり 小出 崇憲	上尾警察署 在勤	生活安全課長	新任
すが きとし 須賀 聡	上尾市青少年育成連合 会 所属	副会長	再任
アキッチ れいこ おみ 礼子	上尾市 P T A 連合会 所属	会長	再任

2 任命 [任期:令和7年3月31日まで]

氏	名	住 所 等	役職名等	備考
いしかわ石川	ひろゆき弘之	上尾市総務部総務課 在勤	課長	再任
小林	じんこ 仁子	上尾市子ども未来部子ども 家庭総合支援センター 在勤	所長	再任
おがわ	ゅるし 博史	上尾市子ども未来部青 少年課 在勤	課長	再任
うちゃま	や ちょく 八千代	上尾市市民生活部人権 男女共同参画課 在勤	課長	再任
<u>み</u> かみ <u>上</u>	^{ましひと} 義仁	上尾市立瓦葺小学校 在勤	上尾市小学校長会長	再任
井浦	するし 博史	上尾市立太平中学校 在勤	上尾市中学校長会長	再任
やまだ山田	まさひろ正浩	上尾市立東中学校 在勤	上尾市生徒指導推進協 議会長	再任

提案理由

上尾市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命を行うため、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例(平成26年上尾市条例第24号)第5条第3項の規定により、この案を提出する。

議案第20号

上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について 上尾市いじめ問題調査委員会委員に下記の者を委嘱する。

令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

委嘱[任期:令和8年3月31日まで]

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	備考
2号 委員	るなしま そうすけ 網島 宗介	医療法人社団宗仁会武蔵野病院 在勤	院長	新任
3 号 委員	さく間 純子	埼玉県公認心理師協会 所属	公認心理師	新任
4 号	こばやし みのる	文教大学 在勤	教育学部発達教 育課程教授	新任
委員	中まもと としお 山本 敏雄	上尾市人権擁護委員会 所属	委員	新任

【選出区分】

1号委員:弁護士 2号委員:医師

3号委員:心理、福祉等に関し専門的知識を有する者

4号委員:識見を有する者

5号委員:その他教育委員会が必要と認める者

提案理由

上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱を行うため、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例(平成26年上尾市条例第24号) 第13条第2項の規定により、この案を提出する。

議案第21号

上尾市学校運営協議会委員の任命について 上尾市学校運営協議会委員に下記の者を任命する。 令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

任命 [任期:令和7年3月31日まで]

【学校運営協議会委員】 別紙のとおり

提案理由

上尾市学校運営協議会委員の任期が令和6年3月31日で満了することに伴い、上尾市学校運営協議会規則(平成30年上尾市教育委員会規則第5号)第7条第1項の規定により任命したいので、この案を提出する。

1 上尾市立上尾小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	はやし たかし 林 隆	上尾市仲町在住	PTA会長	2 年
1号委員	石橋 玲子	上尾市仲町在住	PTA副会長	1 年
1号委員	が畑 るり子	上尾市栄町在住	PTA会員	4 年
2号委員	カビャー ともこ 智子	上尾市愛宕在住	学校応援団推進委員	5 年
2号委員	やまだ しげる	上尾市栄町在住	栄町町内会長	2 年
2号委員	かわだ ちえ 万田 千栄	上尾市仲町在住	民生委員	5 年
3 号委員	しもだ やすひさ	上尾市仲町在住	おやじの会顧問	6 年
4 号委員	ひょし まさこ 日吉 正子	上尾市宮本町在住	元校長	5 年

2 上尾市立中央小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	サザき けんいちろう 鈴木 健一郎	上尾市本町在住	PTA会長	2 年
2号委員	たざわ のぶや 田澤 信八	上尾市上町在住	上町町内会長	5 年
2号委員	武藤昭夫	上尾市緑丘在住	緑丘町内会長	5 年
2号委員	いしかわ たけし 石川 剛	上尾市上町在住	元PTA会長	1 年
2号委員	なかじま み な こ 中嶋 美名子	上尾市上町在住	第2地区会議事務局	5 年
2号委員	^{くりた} 富美恵	上尾市宮本町在住	元PTA副会長	5 年
2号委員	えいらく よしあき 永樂 嘉明	上尾市本町在住	町内会相談役	5 年
3 号委員	きいとう きょうこ 番子	上尾市原市在住	学校施設開放委員会委員長	1 年

3 上尾市立大谷小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	さかい つよし 酒井 剛志	上尾市大谷本郷在住	PTA会長	2 年
2号委員	の ざき まさよし 野崎 正義	上尾市向山在住	向山町内会会長	新任
2号委員	て藤 麻里	上尾市向山在住	主任児童委員	新任
2号委員	おおやち くみこ 大谷内 久美子	上尾市向山在住	上尾市青少年育成連合会推進委員	5年
2号委員	まっもと はるみっ 松本 晴光	上尾市大谷本郷在住	大谷本郷地区自治会	5 年
3 号委員	たかぎ 埋恵	上尾市壱丁目在勤	UDトラックス・社員	5 年
3 号委員	野瀬 政美	上尾市向山在住	おやじの会	5年
4号委員	ましざわ のりこ 吉澤 章子	上尾市中新井在住	元小学校教頭	1 年

4 上尾市立平方小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	きのうち たけひと 木ノ内 岳人	上尾市上野在住	PTA会長	3 年
2号委員	きしま つとむ 子島 務	上尾市平方在住	元区長	4 年
2号委員	サザき けんじ 鈴木 健司	上尾市平方領々家在住	元PTA会長	1 年
3号委員	され れいこれ子	上尾市上野在住	市PTA連合会会長	2 年
4号委員	なかや けいじ 深谷 桂治	さいたま市見沼区在住	元校長	1 年
4号委員	_{ちょう} 長 いづみ	上尾市上野在勤	ころぽっくる第二保育園長	新任

5 上尾市立大石小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	藤本 香	上尾市浅間台在住	PTA代表	新任
2号委員	ゃ ベ たっゃ 矢部 達也	上尾市中分在住	下芝自治会長	2 年
2号委員	柳川精延	上尾市藤波在住	藤波ささら獅子舞保存会会長	5 年
2号委員	馬場 義昭	上尾市小泉在住	小泉自治会長	新任
2号委員	西脇 正典	上尾市浅間台在住	浅間台自治会長	新任
3 号委員	大場 玲子	上尾市中分在住	民生・児童委員	1 年
4号委員	サザき ゆみこみ 会	上尾市浅間台在住	スクールカウンセラー	5 年

6 上尾市立原市小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	ゃじま ひさかず 矢島 寿一	上尾市原市北在住	元PTA会長	4 年
1号委員	みすみ たかいちろう 三角 隆一郎	上尾市原市在住	元PTA会長	新任
2号委員	なかやま しゅう じ中山 修次	上尾市五番町在住	元PTA会長	5 年
2 号委員	東海 るり子	上尾市原市在住	民生委員・児童委員	3 年
3号委員	たのづか ち え み 智惠美	上尾市原市在住	学校応援団	4 年
4号委員	いちかわ としゅき 市河 利之	上尾市原市在勤	上尾看護専門学校事務長	1 年
4号委員	しみず ち え 清水 千絵	上尾市原市在勤	原市公民館長	1 年

7 上尾市立上平小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	宮居 敦志	上尾市西門前在住	PTA会長	新任
1号委員	石倉 布美代	上尾市平塚在住	元 P T A 副会長	3 年

2号委員	きさこ	たくみ 工	上尾市上在住	上尾寿幼稚園理事長	5 年
2号委員	またがはし 高橋	正一	上尾市上在住	上郷自治会長	5 年
2号委員	きたなべ 渡邉	まざ子	上尾市上在住	主任児童委員	新任
2号委員	かずき鈴木	Liftyso 重光	上尾市上平中央在住	南区自治会長	新任
3 号委員	大塚	じょうじ 常司	上尾市上平中央在住	おやじの会	5年
4号委員	まえじま 前島	きみお富雄	上尾市上在住	元高等学校長・元県教育長	2年

8 上尾市立富士見小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	齊藤 潤	上尾市春日在住	PTA副会長	新任
1号委員	サザき ひろと 鈴木 洋人	上尾市春日在住	PTA会長	1 年
2号委員	ながくら かずお	上尾市春日在住	学校応援団防犯ボランティア	5 年
2号委員	橋本 洋子	上尾市柏座在住	主任児童委員	1 年
2号委員	ながくら たかし	上尾市柏座在住	町内会長	5 年
3 号委員	森田 妙子	上尾市春日在住	学校応援団	5 年

9 上尾市立尾山台小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	************************************	上尾市瓦葺在住	PTA会長	新任
1号委員	親川美和	上尾市瓦葺在住	PTA副会長	新任
2号委員	なかがわ やよい 中川 弥生	上尾市瓦葺在住	民生児童委員	1 年
2号委員	くろす てるお 黒須 英雄	上尾市瓦葺在住	自治会長	2 年
3 号委員	橋爪 ゆみ子	上尾市瓦葺在住	学校応援団	1 年
3 号委員	くろす ゆきお 黒須 亨夫	上尾市瓦葺在住	原市8区パトロール隊	1 年
3号委員	くろす のぼる 黒須 登	上尾市瓦葺在住	スクールガードリーダー	5 年

10 上尾市立東小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	高木 雅也	上尾市平塚在住	前PTA顧問	4 年
1号委員	大橋 直哉	上尾市平塚在住	PTA顧問	1 年
1号委員	井上 智則	上尾市平塚在住	PTA会長	新任
2号委員	まなやま しんいち	上尾市上尾村在住	自治会長	4 年

2号委員	朝妻 弘行	上尾市平塚在住	学校応援コーディネーター	3 年
2号委員	新部 義博	上尾市本町在住	自治会長	新任
3 号委員	まっしま や え 松島 八重	上尾市本町在住	学校応援団	2 年
3 号委員	原 里美	上尾市本町在住	主任児童委員	新任

11 上尾市立大石南小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	^{うえやま} りょうこ 植山 亮子	上尾市領家在住	子供応援団	新任
2 号委員	塩野 泰彦	上尾市領家在住	自治会長	新任
2 号委員	り 乗 澄子	上尾市小敷谷在住	民生委員	1 年
2 号委員	とのたに み え こ 戸野谷 美枝子	上尾市畔吉在住	学校応援コーディネーター	新任
3 号委員	大塚雄介	上尾市領家在住	子供応援団	1 年
3 号委員	小峯 隼人	上尾市小敷谷在住	元大石南小・中PTA会長	5年
3 号委員	藤波 美幸	上尾市畔吉在住	大石南中PTA本部	新任
4号委員	星睛美	上尾市畔吉在勤	畔吉保育所所長	2年

12 上尾市立平方東小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	造谷 紀子	上尾市地頭方在住	元PTA副会長	2 年
2号委員	有田 泰正	上尾市地頭方在住	元地頭方区長	5 年
2号委員	高橋 桂子	上尾市小敷谷在住	民生委員・児童委員	1 年
2 号委員	岩鉄 由美	上尾市地頭方在住	元太平中PTA副会長	5 年
2号委員	金室 清二	上尾市地頭方在住	元自治会長	新任
3 号委員	まっなが ようこ 松永 瑶子	上尾市小敷谷在住	学校応援団会長	5 年

13 上尾市立原市南小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	すが ともこ	上尾市原市在住	元PTA役員	4 年
1 号委員	たなか ひろみ 田中 裕美	上尾市原市在住	元 P T A 役員	新任
1号委員	髙橋 吉博	上尾市原市在住	元PTA会長	3 年
2号委員	サザき れいぞう 鈴木 礼三	上尾市瓦葺在住	区長	5 年
2号委員	サガブき かっそう 一	上尾市原市在住	スクールガードリーダー	1 年

3 号委員	本田 直子	上尾市原市在住	保育園理事長	新任
3 号委員	とりもと きょうこ 恭子	上尾市原市在住	元PTA会長	4 年

14 上尾市立鴨川小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	丹羽 純子	上尾市西宮下在住	元PTA顧問	5 年
1号委員	大場 愛子	上尾市西宮下在住	元PTA会長	3 年
1 号委員	はしば けんたろう 橋場 健太郎	上尾市向山在住	保護者代表	新任
2 号委員	がか きょし 清	上尾市谷津在住	自治会長	1 年
2 号委員	川井 峰子	上尾市向山在住	大谷地区民生委員	1 年
3 号委員	* 本崎 ひとみ	上尾市富士見在住	学校応援団	5 年
3号委員	水越 勇也	上尾市西宮下在住	親父の会会長	5 年

15 上尾市立芝川小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	くの きてったろう 久能木哲太郎	上尾市錦町在住	PTA会長	5 年
2号委員	女牛 文子	上尾市久保在住	スクールガード	2 年
2号委員	諸橋 幹夫	上尾市上平中央在住	元西門区長	1 年
2号委員	武藤 晶子	上尾市緑丘在住	民生委員児童委員	新任
2号委員	萩原 孝司	上尾市久保在住	学校施設開放委員会副会長	新任
3 号委員	とおやま たかひろ 遠山 貴洋	上尾市上平中央在住	学校応援コーディネーター	5 年
4号委員	たかはし ひさのり 高橋 久誠	上尾市菅谷在勤	さつき保育園長	2 年
4号委員	小林 くに子	上尾市緑丘在勤	緑丘幼稚園長	2 年

16 上尾市立瓦葺小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	豊田 健介	上尾市瓦葺在住	PTA会長	1 年
2号委員	岩下 奈緒美	上尾市瓦葺在住	民生委員・児童委員	5 年
2号委員	下里 良男	上尾市瓦葺在住	元自治会長	5 年
2号委員	ましもと こういち 孝一	上尾市瓦葺在住	自治会顧問	5 年
2 号委員	やまもと かずよし 山本 和義	上尾市瓦葺在住	自治会長	1 年
3 号委員	ましだ ましお 吉男	上尾市瓦葺在住	学校応援コーディネーター	3 年

17 上尾市立今泉小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	せきね ひでかず 関根 秀和	上尾市壱丁目東在住	PTA会長	1 年
2号委員	新井茂	上尾市今泉在住	今泉町会長	新任
2号委員	武藤 政春	上尾市川在住	元区長	5 年
3 号委員	大坂 繁實	上尾市小敷谷在住	学校応援団	5 年
4号委員	ひらた けんじ 平田 健司	上尾市向山在住	元中学校校長	4 年
4号委員	^{たけうち} ゅきぉ 竹内 幸夫	上尾市錦町在住	元小学校教頭	5 年

18 上尾市立西小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	水石 潤	上尾市小泉在住	PTA会長	新任
1号委員	なりた ひろあき 成田 裕暁	上尾市弁財在住	PTA副会長	新任
2号委員	たなか たかし	上尾市弁財在住	区会長	5 年
2号委員	たけだ ようこ	上尾市今泉在住	元民生委員	5 年
2号委員	大室野司	上尾市今泉在住	地域住民	1 年
3 号委員	なかの けいこ中野 慶子	上尾市小泉在住	民生児童委員	新任
3 号委員	まくち ひろし 東池 寛至	上尾市弁財在住	おやじの会会長	5 年

19 上尾市立東町小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	世界 場合 はるひこ	上尾市東町在住	PTA会長	新任
2号委員	新井 力	上尾市原市在住	PTA顧問	1 年
2号委員	うちゃま しげょ 内山 茂代	上尾市上尾下在住	町内会長	6 年
2号委員	かとう ゆきこ 学子	上尾市上尾下在住	主任児童委員	1 年
3 号委員	しまむら しょう ご 島村 章吾	上尾市上尾下在住	PTA顧問	4 年
3号委員	き 美田 かおる	上尾市原市在住	学校応援コーディネーター	4 年
3 号委員	市川喜雄	上尾市東町在住	学校応援コーディネーター	4 年
4号委員	まっだ ゆういち 松田 祐一	上尾市原市在勤	妙厳寺幼稚園長	1 年

20 上尾市立平方北小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	るくしま ていこ 福島 禎子	上尾市平方在住	保護者代表	1 年

2 号委員	おの こうじ 小野 恒二	上尾市平方在住	自治会監事	新任
2 号委員	^{かゎの} 河野 ひろ子	上尾市小敷谷在住	民生委員・児童委員	1年
2 号委員	がおはらづか りっぷ 河原塚 律緒	上尾市小敷谷在住	自治会長	3 年
3 号委員	でづか まきひろ 手塚 雅博	上尾市平方在住	学校応援団	4年
3 号委員	***	上尾市井戸木在住	学校応援団	5年
3 号委員	がな みゆき	上尾市小敷谷在住	学校応援団	5年
4号委員	しんむら いずる 新村 出	川越市末広町在住	元小学校校長	1 年

2 1 上尾市立大石北小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	小坂 将仁	上尾市泉台在住	親父の会会長	3 年
1号委員	がわむら まきのり	上尾市井戸木在住	学校応援団長	新任
2号委員	さんのまるゆかり三ノ丸由香利	上尾市泉台在住	主任児童委員	3 年
2号委員	まっうら とおる 松浦 亨	上尾市中妻在住	防犯ボランティア副会長	2 年
2 号委員	上東初枝	上尾市中妻在住	上尾おはなしの会代表	1 年
3 号委員	*** ままる *** 主	上尾市井戸木在住	民生委員	3 年
3 号委員	だけむら けんいち 竹村 健一	上尾市井戸木在住	学校応援団長	4 年
4号委員	ほその いさお 細野 功	上尾市中妻在住	元校長	3 年

22 上尾市立上平北小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	ゃぐち だぃき 矢口 大希	上尾市上在住	元PTA会長	1 年
1号委員	* ベ のぞ み 木部 望美	上尾市上在住	元PTA副会長	1 年
2号委員	きとう ともこ 佐藤 友子	上尾市上在住	自治会副会長	3 年
2号委員	ゅもと ひとし 場本 均	上尾市南在住	元自治会長	5 年
2号委員	かもだ つとむ 鴨田 勉	上尾市南在住	元自治会長	新任
2 号委員	がか かずみ 小川 和美	上尾市菅谷在住	自治会長	新任
3号委員	やまざき かずひと 山崎 一人	上尾市上在住	スクールガードリーダー	5 年

23 上尾市立上尾中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	いのうえ こうへい 井上 耕平	上尾市東町在住	PTA会長	新任

2号委員	大森	ま ゆ こ	上尾市日の出在住	元PTA副会長	5 年
2号委員	伊東	きゅう こ	上尾市日の出在住	元PTA副会長	4 年
2号委員	がやま	ちなみ知奈美	上尾市日の出在住	元PTA副会長	6 年
3 号委員	すが須賀	さとし 聡	上尾市愛宕在住	青少年育成連合会役員	6 年
3号委員	おおたに大谷	at l l l l l l l l l l l l l l l l l l l	上尾市平塚在住	おやじの会	6 年
4号委員	ましだ吉田	るみ手	上尾市上尾下在住	元教育委員	6 年

2 4 上尾市立太平中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1 号委員	お 由美	上尾市地頭方在住	元PTA役員	5 年
1 号委員	齊藤 哲夫	上尾市上野在住	元PTA会長	5 年
2 号委員	やまね ひろやす 山根 博安	上尾市平方在住	自治会長	新任
2 号委員	秋山 俊彦	上尾市平方領々家在住	自治会長	新任
2 号委員	みぞえ さとこ 溝江 悟子	上尾市上野在住	青少年推進員	3 年
2号委員	やまもと みっお 出本 光男	上尾市小敷谷在住	自治会長	新任
3 号委員	まがた あきお 尾形 昭夫	上尾市上野在住	保護司	5年
4号委員	おがわ はるひさ 小川 晴久	上尾市平方領々家在住	大学講師	5 年

25 上尾市立大石中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	まその こうじ 細野 晃司	上尾市泉台在住	PTA会長	1 年
1号委員	ないとう まさと 露藤 昌斗	上尾市中妻在住	PTA副会長	新任
2号委員	なりた みつかず 成田 光和	上尾市小泉在住	元区長	5 年
2号委員	しまむら あきこ 島村 朗子	上尾市浅間台在住	元主任児童委員	5年
2号委員	笑 部 ゆかり	上尾市中分在住	交通安全母の会地区会長	2 年
3 号委員	たけむら けんいち 竹村 健一	上尾市井戸木在住	おやじの会顧問	5年
4号委員	うぶかた つよし 生方 剛	上尾市小泉在住	大学助教	4 年

26 上尾市立原市中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	ちかもと ただみつ 安本 忠光	上尾市原市在住	PTA会長	1 年
2号委員	たかむら あきら 髙村 彰	上尾市原市在住	1 区住民	1 年

2 号委員	タキかわ 宮川	義弘	上尾市原市在住	元PTA会長	5 年
2号委員	神宮	お子	上尾市原市北在住	元PTA会長	5 年
2号委員	マリカス	ひさし 当	上尾市原市在住	原市団地理事会長	2 年
2 号委員	むかさ武笠	さおり	上尾市原市在住	学区内保育園保育士	5 年
3 号委員	やまだ山田	世山地	上尾市原市在住	おやじの会会長	5 年
4号委員	サ野	生衣	上尾市五番町在住	元教育委員	1 年

27 上尾市立上平中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	サザき こういち 発一	上尾市久保在住	PTA会長	1 年
2 号委員	まえしま さとる 前島 曉	上尾市西門前在住	保護司	5 年
2 号委員	市村英一	上尾市菅谷在住	元区長	5 年
2 号委員	おしの ともこ 石野 知子	上尾市平塚在住	前青少年健全育成連合会長	5 年
2 号委員	がき としこ 野崎 敏子	上尾市上在住	民生委員・児童委員	5 年
3 号委員	横山 有一	上尾市菅谷在住	PTA顧問	2 年
3 号委員	たなか ふみお 田中 史夫	上尾市上在住	元PTA顧問	5 年
4号委員	やました ふみたか 山下 文孝	上尾市上平中央在住	元校長	1 年

28 上尾市立西中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	たかやま りょうへい 高山 売平	上尾市弁財在住	PTA会長	3 年
2号委員	くちき きとる 朽木 智	上尾市柏座在住	町内会長	5 年
2号委員	おがわ しょうご 小川 正五	上尾市谷津在住	元保護司	5 年
2号委員	くゎの こういち 桑野 幸一	上尾市今泉在住	施設開放委員会会長	5年
2号委員	おかむら えっこ 一	上尾市柏座在住	町内会長	1 年
3 号委員	やまざき よしお 山嵜 義夫	上尾市柏座在住	学校応援コーディネーター	5年
4号委員	*************************************	上尾市小泉在住	元小学校長	2 年

29 上尾市立東中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	たなか だい 田中 大	上尾市緑丘在住	元PTA会長	2 年
2号委員	こすげ まさみ 小菅 正美	上尾市本町在住	施設開放運営委員長	5 年

2号委員	しのはら よしもと 篠原 紀元	上尾市本町在住	自治会長	4 年
2 号委員	いしきね ふくよし 石曽根 福吉	上尾市上尾宿在住	青少年育成連合会地区会議前会長	4 年
3 号委員	吉田 幸久	上尾市上尾村在住	学校施設開放委員会副委員長	新任
4号委員	もとはし ひとし 本橋 仁	上尾市上尾宿在勤	埼玉学園長	1 年

30 上尾市立大石南中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1 号委員	なかがわ もえ 中川 萌	上尾市小敷谷在住	PTA会長	新任
3 号委員	小峯 隼人	上尾市小敷谷在住	おやじの会会長	5 年
2 号委員	z 崎 一	上尾市小敷谷在住	自治会長	新任
2 号委員	三宮 昭一	上尾市小敷谷在勤	児童養護施設施設長	5 年
2号委員	長谷川晃	上尾市畔吉在住	自治会長	1 年
2号委員	井原 正	上尾市畔吉在住	民生委員・児童委員	1 年
3 号委員	吉村 美恵子	桶川市川田谷在住	元中学校教諭	新任
4号委員	首藤 敏元	上尾市中妻在住	大学講師	5 年

3 1 上尾市立瓦葺中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1 号委員	やまもと よしひこ 山本 良彦	上尾市瓦葺在住	PTA会長	1 年
2号委員	ま須 健児	上尾市瓦葺在住	地域住民代表	3 年
2 号委員	くろす あきら 黒須 昭	上尾市瓦葺在住	元学校応援団	3 年
2 号委員	かかり き保	上尾市瓦葺在住	元PTA役員	3 年
3 号委員	萩原 和子	上尾市瓦葺在住	元PTA会長	5 年
3 号委員	北條多美枝	上尾市瓦葺在住	尾山台自治会事務局長	1 年

3 2 上尾市立南中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1 号委員	増田 正則	上尾市西宮下在住	PTA会長	1 年
1号委員	たなか ゆきえ 田中 幸恵	上尾市西宮下在住	株式会社田中花園	新任
2 号委員	かとう ましたか 義隆	上尾市富士見在住	元PTA顧問	5 年
3 号委員	すぎた かずひろ 杉田 和博	上尾市大谷本郷在勤	住友理工株式会社	2 年
3 号委員	まっもと たけし 松本 武	上尾市大谷本郷在住	学校応援コーディネーター	2 年

3 号委員	安藤 由美	上尾市大谷本郷在住	学校応援団	1 年
4号委員	まかはら ゆきのり 若原 幸範	上尾市戸崎在勤	大学准教授	5 年
4 号委員	古澤 章子	上尾市中新井在住	元教頭	3 年

3 3 上尾市立大谷中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	委員歴
1号委員	清水 千春	上尾市壱丁目東在住	PTA顧問	1 年
1号委員	さかい じゅり 酒井 樹里	上尾市向山在住	PTA副会長	新任
2号委員	重輝し とくろう 真橋 得郎	上尾市壱丁目在住	社会福祉協議会福祉委員	5 年
2号委員	吉田 春代	上尾市向山在住	交通安全協力員	5 年
2号委員	さかい まま 憲司	上尾市小敷谷在住	自治会事務局長	5 年
2号委員	の ざき まさよし 野﨑 正義	上尾市向山在住	町内会長	新任
2号委員	かたやま かずし 片山 和士	上尾市向山在住	元PTA顧問	5 年
3 号委員	加羽澤和由	上尾市今泉在住	元PTA会長	5 年

【選出区分】

1号委員:対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

2号委員:対象学校の所在する地域の住民

3号委員:対象学校の運営に資する活動を行う者

4号委員:学識経験者

5 号委員:その他教育委員会が適当と認める者

議案第22号

令和6年度上尾市教育行政重点施策の策定について 令和6年度上尾市教育行政重点施策を下記のとおり定める。 令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「令和6年度上尾市教育行政重点施策」のとおり

提案理由

「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の実現に向けて、第3期上尾市教育振興基本計画の実効性をより高めていくため、令和6年度上尾市教育行政重点施策を定めたいので、この案を提出する。

議案第23号

上尾市学校施設更新計画実施計画の策定について 上尾市学校施設更新計画実施計画を下記のとおり定める。 令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「上尾市学校施設更新計画実施計画」のとおり

提案理由

上尾市学校施設更新計画基本計画に基づき、新しい時代の学びにふさわ しい学校を目指し、計画的に学校施設の更新を推進するため、上尾市学校 施設更新計画実施計画を策定したいので、この案を提出する。

議案第24号

上尾市人権教育推進プラン基本計画の改定について 上尾市人権教育推進プラン基本計画を下記のとおり改定する。 令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「上尾市人権教育推進プラン基本計画【第2次改訂版】」のとおり

提案理由

上尾市人権教育推進協議会の答申及び市民コメントを踏まえ、上尾市人権教育推進プラン基本計画を改定したいので、この案を提出する。

議案第25号

教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和6年度当初人事 異動について

教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和6年度当初人事異動を下記のとおり実施する。

令和6年3月22日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

別冊「令和6年度当初人事異動(案)」のとおり

提案理由

教育委員会事務局及び市立教育機関の職員に係る令和6年3月31日付け及び同年4月1日付け人事異動を発令したいので、この案を提出する。